

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2011年(平成23年)9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼藤が谷四丁目6854番11地先		4.2	21.8
	880号線	鵜沼藤が谷四丁目6854番18地先			
2	鵜沼	本鵜沼二丁目2940番26地先		4.5	19.4
	881号線	本鵜沼二丁目2940番1地先			
3	辻堂	辻堂五丁目7049番15地先		5.0 ~ 6.0	52.6
	570号線	辻堂五丁目7049番23地先			
4	辻堂	辻堂六丁目6400番11地先		4.5	32.0
	571号線	辻堂六丁目6400番15地先			
5	辻堂	辻堂太平台一丁目13番3地先		4.5	29.9
	572号線	辻堂太平台一丁目13番46地先			
6	藤沢	藤が岡一丁目8番5地先		4.0	33.2
	733号線	藤が岡一丁目8番31地先			
7	藤沢	藤沢四丁目6263番143地先		4.5	12.2
	734号線	藤沢四丁目6263番152地先			

8	善行	善行坂二丁目3915番18地先	4.5	52.9
	604号線	善行坂二丁目3915番5地先		
9	遠藤	遠藤字北原2014番7地先	4.5	25.1
	340号線	遠藤字北原2014番29地先		

提案理由

鶴沼880号線ほか8路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。